

府政科技第 301 号

平成31年 4 月18日

総合科学技術・イノベーション会議議長

安倍 晋三 殿

内閣総理大臣

安倍 晋三

内閣府設置法（平成11年法律第89号）第26条第1項第1号の規定に基づき、次の事項について、理由を添えて諮問します。

諮問第21号「科学技術基本計画について」

理 由

平成33年度から5か年の科学技術基本計画の策定のため、貴会議において調査審議する必要があるため。

(参考)

- ・内閣府設置法第二十六条第一項第一号

(所掌事務等)

第二十六条 総合科学技術・イノベーション会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。

- ・科学技術基本法第九条第三項

第九条 政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する基本的な計画（以下「科学技術基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 政府は、科学技術基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、総合科学技術・イノベーション会議の議を経なければならない。